

社会福祉法人わかば福社会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わかば福社会の役員の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員の勤務報酬等)

第3条 役員が、理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、次のとおり報酬を支払うことができる。

・一日3時間以上 1ヶ月20日以上 月額 150,000円

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

・毎月1日に起算し、当月末日に締め切り

翌月10日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に

金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。